

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	測量又は調査のための土地の立入り等の許可
概要	第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため、他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行う必要があるときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第60条第1項・第2項
審査基準	◎次に掲げる要件すべてを満たすことが必要です。 1 次に掲げる者が許可の申請を行うこと。 (1) 個人施行者となろうとする者 (2) 組合を設立しようとする者 (3) 再開発会社となろうとする者 (4) 個人施行者 (5) 組合 (6) 再開発会社  2 第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のための立入りであること。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html</a>
備考	